

岡山県啓発用 DVD「最期まで自分らしく」貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県が保有する以下の啓発用 DVD（以下「DVD」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

- (1) 「最期まで自分らしく ACPってなあに？」
- (2) 「最期まで自分らしく “もしも”の時が来たらどうする？」

(貸出対象)

第2条 DVDの貸出を行う対象は、岡山県内に在住し、「人生の最終段階における過ごし方」に関する研修を実施しようとする法人、団体、グループ等とする。ただし、県が特に認める場合はこの限りでない。

2 貸出対象及び使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反する恐れのある場合
- (2) 公序良俗に反する恐れのある場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教に関する活動の場合
- (4) 営利を目的とする場合。ただし、使用目的等を総合的に勘案し、県事業の推進に有用であると判断されるものについては、この限りでない。
- (5) 著作権又は肖像権等、他者の権利を侵害する恐れのある場合
- (6) その他、DVDを貸し出すことが不適切と認められる場合

(貸出期間)

第3条 DVDの貸出期間は、原則として1か月以内とする。ただし、県が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(料金等)

第4条 DVDの貸出は無料とする。

(貸出方法等)

第5条 DVDの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出申込書（別記様式）を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申込みが適当と認められるときは、貸出希望者に対して、手渡し又は郵送により DVDを貸し出すものとする。
- 3 貸出を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出期間中は DVDを適切に管理するものとし、使用後は県があらかじめ指定する方法により、速やかに返却するものとする。
- 4 貸出は、岡山県医療推進課において行うものとする。

(弁償)

第6条 DVDを損傷し、滅失し、又は返却しなかった者は、県の指示する方法により弁償しなければならない。ただし、その損傷等がやむを得ない理由によるものと県が認める場合は、この限りでない。

(留意事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) DVDの著作権は各放送局に帰属するものであることに留意すること。
- (2) DVDを複製、処分又は譲渡しないこと。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月6日から施行する。